令和７年度

第３次諫早市男女共同参画計画進捗状況報告

人権・男女参画課

第３次諫早市男女共同参画計画進捗状況報告について

この報告書は、諫早市男女共同参画推進条例第１４条に基づき年次報告として公表するものです。

諫早市においては、平成３０年３月に「第３次諫早市男女共同参画計画」（計画期間：平成３０年度から令和９年度）を策定し、めざす将来像を「ともに生き　ともに築く男女共同参画社会」と掲げ４つの基本目標のもと７８項目の実施事業を定めています。

この計画をもとに、男女共同参画社会の実現に向けた施策を、家庭、地域、職場等で市民のみなさんと協力して進めて参りました。

本報告書は、令和７年度の事業実績を、関係各課等からの報告をもとに取りまとめたものです。

施策の体系


【将来像】
【基本目標】
【重点目標】
【施策の方向】
ともに生き　ともに築く男女共同参画社会
〈Ⅰ〉 あらゆる分野における女性の活躍
〈Ⅱ〉 安全・安心な暮らしの実現
〈Ⅲ〉 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
〈Ⅳ〉 推進体制の整備・強化
1　政策・方針決定の場への女性の参画促進
2　雇用の場における男女平等と女性活躍の推進
3　多様な労働形態に応じた労働環境の整備
4　家庭・地域や社会活動への共同参画推進
5　女性等に対するあらゆる暴力の根絶
6　生涯を通した健康づくりの推進
7　安心して暮らせる環境の充実
8　男女共同参画の実現に向けた支援
9　教育・学習による男女共同参画の推進
10　男女共同参画意識の啓発・普及の推進
11　国際交流と国際理解の推進
12　推進体制の整備・強化
（1）　審議会・役職等への女性の参画促進
（1）　雇用における平等な機会と待遇の確保
（2）　女性の職業能力の育成・能力発揮の支援
（3）　仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
（1）　男女がともに働きやすい労働環境の整備
（2）　女性の経済的地位向上と労働条件の整備
（1）　家庭生活での男女共同参画の推進
（2）　地域社会での男女共同参画の推進
（1）　女性等に対するあらゆる暴力防止対策の推進
（2）　各種ハラスメントの防止対策の推進
（1）　妊娠・出産・子育て期における健康づくり支援
（2）　乳幼児期から青年期における健康づくりの推進
（3）　成人・高齢期における健康づくり支援
（1）　貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援
（2）　ひとり親家庭等の自立支援
（1）　育児・保育の環境整備
（2）　働く男女の育児・介護支援
（3）　介護に関する制度の充実と基盤整備
（1）　学校・社会における教育・学習の推進
（2）　配偶者等からの暴力防止のための予防教育の推進
（3）　子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進
（1）　男女共同参画意識の調査及び広報・啓発活動の推進
（1）　国際交流・国際理解の推進
（1）　推進体制の充実

【将来像】ともに生き　ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
〈1〉あらゆる分野における女性の活躍	1　政策・方針決定の場への女性の参画促進	(1)審議会・役職等への女性の参画促進	1	各種審議会等への女性の参画促進	諫早市の審議会等の委員への女性の登用率が、令和9年度(2027年度)末までに40%以上となるように努める。 当面の目標として、令和4年度(2022年度)末までに37.5%以上となるように努める。	人権・男女参画課	審議会等の委員への女性の登用促進事前協議をとおして、女性の参画促進に努める。 令和9年度末女性の登用率目標40%以上	審議会等を所管する部局と審議会等の委員への女性の登用について事前協議を行い、女性の参画促進を図った。 令和7年度末登用率　34.3%
			2	職場における女性職員の登用促進と啓発	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の必要性について、周知・啓発を行う。 市の職員については、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスター等を掲示し情報提供を行う。	HP等で女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を掲載し情報提供を行った。 市民向けセミナー等で、女性活躍についての情報提供及び啓発を行った。センター内においてポスター等の掲示を行い周知することができた。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。 また、法務省(人権擁護局)から啓発冊子を活用し、更なる啓発に務めていきたい。	国や県などからのポスター掲示等の依頼は無かったが、法務省(人権擁護局)から啓発冊子を取り寄せ、窓口に設置し、啓発に努めた。
						職員課	市の職員については、女性職員が将来のビジョンを明確にできるような、女性職員を対象とした研修への受講機会を設けることなどにより、女性職員の活躍の推進を図る。 特定事業主行動計画において、令和7年度に管理職の女性比率の目標を20%としている。	「女性のためのミドルマネジメント講座」や「女性リーダー育成研修」などの外部研修へ職員を派遣し、女性職員の能力向上と職務意識の高揚を図った。 令和7年度管理職の女性比率 18.0%
			3	地域社会での女性の参画促進へ向けた啓発	地域活動に男女共同参画の視点を反映させるために、PTAや町内会・自治会等の各種地域団体に対して、女性の参画拡大についての啓発を行う。	人権・男女参画課	女・男フォーラムinいさはや実行委員会に女性委員の登用促進を図り、地域社会における女性の参画に向けた機運の醸成を図る。 (中央地域と5地域で連携し、市全域を対象とした女・男フォーラムを開催する。)	女・男フォーラムinいさはや実行委員会の委員18人中、女性委員10人の登用ができた。登用率55.6%
						生涯学習課	昨年度に引き続き、地域の各種団体と連携し、公民館講座の開催や団体の研修会などに出前講座による学習機会の提供に努めるとともに、地域の各種団体の組織力が弱い地区での開催について、SNS等を活用する等周知方法に工夫を凝らしながら取り組んでいく。	主な講座 [小野公民館]婦人会講演会 [各公民館]自治会・老人会への出前講座
			4	女性人材情報の充実	諫早市の審議会等の委員への女性の登用促進を図るため、様々な分野で活躍する女性人材を発掘し、人材情報を充実させるとともに、収集した情報を積極的に提供する。	人権・男女参画課	各部局の各審議会等の委員への女性登用率向上のため、人材情報を収集し体制を整える。	審議会等の委員名簿を収集することにより、各課からの女性委員候補の照会に対し、女性委員170名(令和8年4月1日時点)の情報を提供できる体制を整備した。

【将来像】ともに生き　ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
	2　雇用の場における男女平等と女性活躍の推進	(1)雇用における平等な機会と待遇の確保	5	男女雇用機会均等法と女性活躍推進法等の周知	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、男女雇用機会均等法と女性活躍推進法等の周知・啓発を行う。	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスター等を掲示し情報提供を行う。	HP等で女性活躍推進法や取組を掲載し情報提供を行った。 職場における雇用機会及び待遇の差別防止やハラスメント防止に関する冊子を設置し周知を図った。 市民向けセミナーにおいて、女性活躍についての情報提供及び啓発を行った。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。 　また、法務省（人権擁護局）から啓発冊子を活用し、更なる啓発に務めていきたい。	国や県などからのポスター掲示等の依頼は無かったが、法務省（人権擁護局）から啓発冊子を取り寄せ、窓口に設置し、啓発に努めた。
			6	諫早雇用・労務協議会の雇用促進活動の支援	新規学卒予定者に対する求人の確保、及び一般、高年齢者、障害者等の事業所への雇用促進を図る。 ・大学等就職合同説明会の実施 ・経営者向け講習会、制度の説明 ・採用選考に関する説明会 ・長崎県内就職応援サイト「Nなび」の活用促進に向けた広報、周知	企業誘致課	地元企業の求人活動や従業員教育、障がい者の雇用促進など、地域の雇用と労働環境の向上を目指し、諫早雇用・労務協議会の活動を今度も継続して支援していく。	企業担当者・高校進路指導担当教諭との情報交換会、名刺交換会、県内企業説明会、求人企業説明会等の活動を通じ雇用促進を図った。
		(2)女性の職業能力の育成・能力発揮の支援	7	女性の職業能力開発支援	女性が職業生活において活躍できるよう、職業能力と管理能力の育成と開発の支援のための講座等、学習機会の提供を行う。	人権・男女参画課	・女性起業塾開催（3回）受講者目標12人 ・再就職セミナー開催（3回）受講者目標15人	・女性起業塾開催（3回）15人 ・再就職セミナー開催（3回）11人
		(3)仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	8	育児休業・介護休業制度の周知	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、育児休業・介護休業制度の定着を図るために、普及・啓発を行う。	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスター等を掲示し情報提供を行う。	ワークライフバランス等についての情報提供及び啓発を行った。 男性の子育てのためのリーフレットを設置し周知を図った。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。 　また、法務省（人権擁護局）から啓発冊子を活用し、更なる啓発に務めていきたい。	国や県などからのポスター掲示等の依頼は無かったが、法務省（人権擁護局）から啓発冊子を取り寄せ、窓口に設置し、啓発に努めた。
			9	働き方の見直しの推進	ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、長時間労働等の改善について普及・啓発を行う。 　市の職員については、特定事業主行動計画に基づき、育児休業等の取得促進を図る。	人権・男女参画課	ワーク・ライフ・バランスをテーマにフォーラムや講座を開催する。	ワーク・ライフ・バランスをテーマに次のとおり開催 ・女・男フォーラムinいさはや214人 ・ひとひと参感日169人 ・女性活躍推進セミナー16人
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。	国や県、関係機関と連携を図り、公共施設及び関係機関でのポスター掲示、配布用パンフレット設置等による周知・広報で啓発を図った。
						職員課	市の職員については、育児休業等に関する制度をグループウェアで全職員へ周知することにより、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場雰囲気の醸成に努める。また、該当する職員に対して直接、育児休業等についてお知らせすることにより育児休業等の取得促進を図る。 　また、特定事業主行動計画における男性職員の育児休業取得率の目標を、「令和7年度末に15%」から、「令和7年度末に1週間以上の取得率85%」に令和6年度に改定し、育児休業のさらなる取得促進を図る。このほか、同計画において、男性の配偶者出産休暇の取得率の目標を、令和7年度末に90%としている。	男性職員の育児休業について、該当する男性職員及び所属長に育児休業の制度等を通知したほか、グループウェア上に子育て支援ハンドブックを掲載することにより、男性が育児休業を取得しやすい職場雰囲気の醸成と育児休業の取得促進を促した。 令和7年度男性職員の 　育児休業取得率　　70.4% 　配偶者出産休暇取得率 　　96.3%

【将来像】ともに生き　ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
	3 多様な労働形態に応じた労働環境の整備	(1)男女がともに働きやすい労働環境の整備	10	農業・農村活性化支援	農業・農村を取り巻く課題を解決するために、農業経営の改善と所得向上を目指して、農業者が自らの発想で取り組む事業に対して支援する。 また、地域の資源を活用した加工、販売等の「6次産業化」にあたって意欲ある女性の取組を支援する。 ・地域の特性や資源を活かした特色ある農業の展開 ・新規作物や新品種の栽培 ・農畜産物を使った商品の開発・改良 ・農畜産物や加工品の販路開拓・拡大	農業振興課	農山村地域の活性化のため、6次産業化に取り組む農業者の支援を行う。 ・R7年度予定　4団体	農山村地域の活性化のため、農業経営の改善や所得向上を目指して6次産業化（加工・販売など）に取り組む農業者を支援した。 実施2団体 ・規格外品を活用した加工品製造委託及び販売時のPR資材作成を支援（1名） ・イベント出店時におけるPR活動や販売強化のためのPR資材作成を支援（1団体）
			11	諫早雇用・労務協議会の労務管理等の改善活動の支援	事業主の労務管理の改善と従業者の福祉の向上を図る。 ・労務管理研修会の実施 ・新就職者研修会の実施 ・賃金実態調査の実施 ・先進地域、企業の視察研修など	企業誘致課	地元企業の求人活動や従業員教育、障がい者の雇用促進など、地域の雇用と労働環境の向上を目指し、諫早雇用・労務協議会の活動を今度も継続して支援していく。	求人企業説明会、資料等の送付による情報提供などを行った。
		(2)女性の経済的地位向上と労働条件の整備	12	女性の労働に関する情報提供	国や県、関係機関などと連携し、女性労働者の労働条件等について情報提供を行う。 ・男女雇用機会均等法の周知 ・労働基準法の周知 ・パートタイム・アルバイトの就労に関する社会制度の周知 ・労働者派遣法の周知	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスター等を掲示し情報提供を行う。	女性の再就職等のための相談窓口である県人材活躍支援センター「ウーマンズジョブほっとステーション」や「ハローワーク諫早マザーズコーナー」について情報提供を行った。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。 また、法務省（人権擁護局）から啓発冊子を活用し、更なる啓発に務めていきたい。	国や県などからのポスター掲示等の依頼は無かったが、法務省（人権擁護局）から啓発冊子を取り寄せ、窓口に設置し、啓発に努めた。
			13	家族経営協定の推進	女性も農家経営のパートナーとして、労働対価及び休日・休暇を均等に享受することにより、さらに労働意欲と活力を生み出し、安定的な農家経営につなげることが必要である。認定農業者制度では、これらの内容を家族協定として締結することを推奨するとともに、普及促進を図る。	農業振興課 農業委員会	認定農業者制度において、農業経営のパートナーである女性農業者との協同申請を推進するとともに、家族経営協定の締結についても関係機関・団体と連携し、引き続き推進を図りたい。 ・R7年度目標　19件	認定農業者の経営改善の一環として、家族経営協定の締結や協定内容の見直しを行った。 ・R7年度実績 新規　3件 見直し　20件 合計　23件

【将来像】 ともに生き ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
	4 家庭・地域や社会活動への共同参画推進	(1)家庭生活での男女共同参画の推進	14	男女共同参画推進センター講座の開催	男女が家事や育児などの家庭的責任を果たせるよう、自立能力を高める講座などの学習機会の提供を行う。また、男性の意識改革や生活自立のための家事等実践講座を開催する。	人権・男女参画課	男性へ家事、子育て等への参画意識を啓発するため、料理講座等を開催する。 ・受講者目標父子5組	父子でチャレンジ！救命・消火体験講座 受講者39人（親子16組）
		(2)地域社会での男女共同参画の推進	15	地域活動における男女共同参画促進	地域活動への男女共同参画の必要性について啓発し、参画を促進する。また、地域活動を担う指導者への女性の参画を促進する。	人権・男女参画課	中央地域と5地域で連携し、市全域を対象としたフォーラム（女・男フォーラムinいさはや）を開催する。	女・男フォーラムinいさはや ・参加者：214人
			16	ボランティア活動支援	ボランティアの育成と活動を支援し、地域福祉の向上を図る。 ・ボランティア体験スクール、ボランティア教室の開催等 ・各種研修会、養成講座の開催等 ・活動費助成、保険料助成、研修会参加助成等 ・ボランティアコーディネーター設置等	地域福祉課	諫早市社会福祉協議会が実施するボランティアの育成と活動支援を目的とした事業に対し補助を行う。 ・センター機能強化事業（災害ボランティア養成事業、ボランティアコーディネーターの配置等） ・活動支援事業（ボランティア団体の活動支援、諫早市ボランティア連絡協議会の支援等） ・福祉意識の啓発（ボランティアによる使用済み切手整理等） ・養成事業（福祉体験学習サポーターの育成及び研修会の開催等）	・ボランティアの相談、斡旋 及び活動支援 相談：134件　仲介：7件 ・ボランティアセンターへの登録 登録112団体、個人90人 ・プルタブ、使用済切手の収集 プルタブ：380kg 使用済切手：148件 ・各研修会の開催等 福祉教育のための講師派遣（福祉体験学習サポーター延べ53人）
			17	地域福祉活動の推進	諫早市社会福祉協議会が実施する、地区社協活動に対する支援及び福祉団体間の交流やネットワークづくり、その他地域福祉活動を推進する。	地域福祉課	諫早市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動推進事業等に対し補助を行う。 ・地区社協活動推進事業（地区社協組織強化支援、見守りネットワーク事業推進、子育てサロン活動推進等）	・子育てサロン活動の推進 利用者延べ数　2,693人 ・諫早市社会福祉大会 約500人参加 ・ふれあいいきいきサロン 活動の支援 開設：163箇所 開催回数：延べ2,555回 ・地区社協会長会議の開催
			18	男女共同参画の視点からの防災対応	消防団活動をはじめとした地域消防防災活動への女性の参画を促進したり、女性に配慮した避難所運営など男女共同参画の視点にたった防災対応を推進する。	危機管理課	・防火訪問や防火防災の広報活動の通年事業については、引き続き目標達成に向け取り組みを継続する。 ・多様な防災講座に積極的に参加し、防災知識を習得する。 ・新入団員の確保 ・男女共同参画の視点から女性に配慮した避難所運営及び備蓄品等を引き続き検討する。	・女性消防団員による独居老人宅への防火訪問、手話講座や救命講習の受講 ・火災予防啓発等の広報活動 ・市防災訓練への参画 ・防災講座への参画 ・女性団員が2名入団（全9名） ・乳児・妊産婦専用避難所の開設 ・避難所用備蓄品として女性に必要な避難所用備蓄品を増加した。 ・防災士資格取得を支援

【将来像】ともに生き　ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対するあらゆる暴力防止対策の推進	19	暴力の根絶に対する意識啓発	あらゆる暴力の根絶を図るため、各種関連法、関係機関の情報を収集し、市民へ提供することにより、暴力の根絶に対する意識啓発を行う。	秘書広報課	関係課から発信依頼のあった情報を、市民に分かりやすく、適切な表現となるよう配慮し、発信を行う。また、表現の修正箇については、関係課に情報を共有し、啓発につなげる。	関係課から発信依頼のあった情報を、市民に分かりやすく、適切な表現となるよう配慮し、発信を行った。
						人権・男女参画課	・ホームページに女性相談窓口の掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）期間中、本庁1階ホールや男女共同参画推進センターでパープルリボンツリー、パープルライトアップ、パネル展示	女性に対する暴力をなくす運動期間中、本庁1階ホールや男女共同推進センターにおいてパープルリボンツリー、パネルを展示し、本庁来庁者5，612人、男女共同参画推進センター利用者34人に周知した。 また成人向けDV防止講演会を実施し、周知を図った。
			20	相談業務の充実	あらゆる暴力に対応した相談窓口を充実させ、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携に努める。	人権・男女参画課	・男女共同参画推進員への研修を行う。 ・女性相談窓口を平日、第2土曜日、第4日曜日（年末年始は除く）の9:00～16:00まで開設 ・長崎県子ども・女性・障害者支援センター等の関係機関との連携を図る。	・男女共同参画推進員がDV根絶のための連続講座を受講 ・女性相談件数 119件 ・住民基本台帳事務における支援措置（延長）申出　1件 証明書等交付願　4件 ・相談事業周知カードを設置 ・HPに離婚についての手続き等について掲載
						市民相談室	・市民相談の業務として実施し、関係専門機関につなげる。 ・広報誌、市ホームページで相談窓口の周知を図る。	・市民相談の業務として実施し、関係する専門機関につなげた。 ・広報誌、市ホームページで相談窓口の周知を図った。
						子育て支援課	・こども家庭センターを中心に、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を行う。 ・児童相談所、保健所、学校、警察及び児童委員などと連携を密にし、児童福祉法に関する専門的技術を必要とする相談業務を行う。	・こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行った。 ・家庭児童相談システムを導入し、相談情報の共有の効率化、業務の効率化され、職員はより相談対応に時間を費やすことができるようになった。 ・諫早市要保護児童対策地域協議会に位置付けられた個別ケース検討会議等を適宜開催し、各関係機関と連携しながら相談業務を行った。 ◎相談受付件数実績　252件
						地域包括ケア推進課	高齢者の生活を支える総合機関である地域包括支援センターを設置し、介護や健康のこと、権利を護ることなどの相談に、主任ケアマネージャー・社会福祉士・保健師等の専門職が対応し、総合的な支援を行う。 認知症地域支援推進員を配置し、相談機関の周知と認知症に関する取組みの充実を図る。	5か所の地域包括支援センターにて ・総合相談　5157件（延） ・認知症地域支援推進員による相談対応　1237件（延） ・高齢者虐待対応　25件 ・DV対応　3件 ・消費者被害対応　7件
						学校教育課	心の相談員20名を、市内小中学校40校に計画的に配置する。	心の相談員来室件数14,815件（前年度より1,470件減少）、相談件数2,128件（前年度より99件増加）となっている。
			21	住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる支援措置対象者にかかる住民情報を保護するため、住民票の閲覧及び住民票と戸籍の附票の交付制限を行うとともに、関係機関との連携に努める。	市民窓口課	関係機関及び関係部局と連携し、被害者情報の保護を図る支援措置を実施する	支援措置申出者に係る住民票、戸籍の附票の交付制限を実施したこと。また、住民票の交付制限情報を関係部局へ提供したことにより、支援措置申出者の住民情報の保護を行った。 受付件数:76件
		(2)各種ハラスメントの防止対策の推進	22	各種ハラスメントの防止対策の啓発活動	国や県、関係機関などと連携し、家庭や職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策の周知・啓発を行う。	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスターを掲示し情報提供を行う。	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する啓発冊子を設置し、情報提供及び啓発を行った。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。 また、法務省（人権擁護局）から啓発冊子を活用し、更なる啓発に務めていきたい。	国や県などからのポスター掲示等の依頼は無かったが、法務省（人権擁護局）から啓発冊子を取り寄せ、窓口に設置し、啓発に努めた。

【将来像】ともに生き　ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
	6　生涯を通した健康づくりの推進	(1)妊娠・出産・子育て期における健康づくり支援	23	妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援体制の整備	母子の健康の保持増進を図るため、切れ目ない保健対策を実施する。	すくすく広場	母子健康手帳交付 子育て支援ガイドの配布 両親学級の開催 母親学級の開催 妊婦健康診査 妊婦歯科健診 産後ケア 子育て世代包括支援 産婦健康診査	母子健康手帳交付数　783件 子育て支援ガイドの配布　904件 両親学級の開催　24回287人 母親学級の開催　12回94人 妊婦健康診査　9,457件 妊婦歯科健診　257件 産後ケア　　861件 子育て世代包括支援　2,705件 産婦健康診査　1,373件
		(2)乳幼児期から青年期における健康づくりの推進	24	乳幼児期の健やかな成長、発達の促進	乳幼児期の健康増進を図るため、健診や相談、教育、家庭訪問、予防接種等を行う。	すくすく広場	【予防接種】 予防接種の実施により、感染症への感染予防、発症や重症化予防、感染症のまん延を予防する。 【母子保健事業】 新生児聴覚検査 母子訪問 乳児健康診査 乳児相談・離乳食教室 幼児健診 歯科健康診査 フッ化物洗口 発達専門相談、発達集団指導 5歳児相談	【予防接種】 予防接種（子ども） ・定期接種　20,982件 ・インフルエンザ　9,586件 【母子保健事業】 新生児聴覚検査　727件 母子訪問　　2,193人 乳児健康診査　　1,698件 乳児相談・離乳食教室　66回　1,193件 幼児健診　1.6か月　41回　819人 3歳　　46回　943人 2歳6か月児歯科健康診査　712件 フッ化物洗口　　21園　689人 発達専門相談　52回　165人 発達集団指導　28回　96組 5歳児相談　287人
			25	地域における子育て支援	母子保健の向上と子育て支援を進めるために、地域での母子保健推進員活動を推進する。	すくすく広場	・母子保健推進員活動 ・市や県開催の研修会参加	・母子保健推進員活動　訪問483件、電話850件、声かけ722件、事業協力239件 ・市や県開催の研修会参加　2回60名

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
		(3)成人・高齢期における健康づくり支援	26	地域・関係団体との連携による総合的な健康づくり推進	一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むため、健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会や運動普及推進員協議会などが、家庭や地域、職域において健康づくり運動を進める。	健康推進課	関係団体との協働により健康づくり運動を推進する。 ・健康づくり推進事業 ・食生活改善推進事業 ・運動普及推進事業	関係団体との協働により健康づくり運動を推進した。 ・健康づくり推進事業 いさはや健康フェスティバル 1回　1,200人 健康いさはや21推進事業 35回　15,842人 ・食生活改善推進事業 伝達活動　15,861回　68,392人 ・運動普及推進事業 945回　9,507人
			27	生涯スポーツの推進	生涯スポーツ・レクリエーションを通して気軽に体力づくり、健康づくりに取り組める機会を提供し、健康増進を図る。	スポーツ振興課	諫早市民生涯スポーツ大会の実施	2025諫早市民生涯スポーツ大会を開催 開催日：令和7年10月26,30日 参加者：264人 実施競技：10競技
			28	成人期の健康づくり	成人期の健康づくりを推進するため、生活習慣病予防のための健診や普及・啓発を行う。	健康推進課	がん検診等の各種検診及び生活習慣病予防についての健康相談、健康教育の実施	がん検診等の各種検診及び生活習慣病予防についての健康相談、健康教育を実施した。 諫早市がん検診等　36,597件 健康相談　2,992人 健康教育　11,831人
					生活習慣病を予防するため、内臓脂肪型症候群に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。	健康推進課	(目標値) 特定健診受診率：43% 特定保健指導実施率：57.5% (受診率・実施率向上の取組) ICTを活用した受診勧奨、電話勧奨の時期を早めるなどの受診勧奨事業、特定保健指導を実施する。	(実績値) ・特定健診　38.2% ・特定保健指導　35.6% ※受診率、実施率は令和8年4月末時点 (受診率・実施率向上の取組) ・ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業(未受診者へハガキによる受診勧奨)【新規】
			29	高齢期の健康づくり	住み慣れた地域でいつまでも生き生きと生活できるよう支援するために、介護予防の普及・啓発を行う。	地域包括ケア推進課	フレイル予防を目的とした介護予防教室を継続し、教室終了後も自主活動として継続できるように委託事業所、地域包括支援センターとの連携を行う。	介護予防教室 教室数：25か所 開催回数：300回 参加者数：4,003名(延) 自主化促進加算対象会場数：5か所 自主化達成会場：6か所(加算対象外会場を含む)

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
	7　安心して暮らせる環境の充実	(1)貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援	30	シルバー人材センター支援	シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の積極的な人材活用と就業機会の提供による社会参加を促進する。	企業誘致課	シルバー人材センターの組織強化の充実、会員確保と事業開拓、普及啓発活動などの運営事業に対する支援を行い、高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進を図る。	シルバー人材センター運営補助 補助金交付　18,500千円 諫早市長、市議会議長への要望活動支援 会員数　413人 受注件数　1,936件
			31	地域福祉活動の支援(ふれあいいきいきサロンへの助成)	ふれあいいきいきサロンへの助成により、一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者に寄り合いの場を提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、互いに助け合う精神の高揚を図る。	地域包括ケア推進課	ボランティアや民生委員・児童委員、福祉協力員等の自由な発想で企画し、運営する「ふれあいいきいきサロン」に対し、その開催経費と参加者等の保険代を助成する。	・ふれあいいきいきサロン サロン数:163か所 活動回数:2,584回 参加者数:22,289人
			32	養護が必要な高齢者の施設入所措置	環境上の理由又は経済的な理由により自宅では養護が受けられない高齢者に対し、養護老人ホームでの安心した生活を提供する。	地域福祉課	環境上及び経済的理由により、在宅において生活することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、高齢者の生活を支援する。	・平均入所者数68人 ・3月末入所者数70人 ・6施設 ・延べ816人
			33	上山荘・上山荘南館での生きがいづくりの推進	高齢者の人生を楽しく有意義なものとするための各種教養講座を開催するとともに、ふれあいや憩いの場を提供する。	地域福祉課 地域包括ケア推進課	上山荘利用者がフレイル予防教室に参加し介護予防に取り組めるように、またフレイル予防教室の参加を目的とした上山荘利用者を増やすため、委託事業所、地域包括支援センターとの連携を行う。	若返り体操教室 開催回数:12回 参加者数:92名(延)
			34	老人クラブ活動の支援	老人クラブ連合会、単位老人クラブへの助成により、高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康づくり等の活動の支援を行う。	地域福祉課	老人クラブ連合会、単位老人クラブの社会参加活動を支援する。 ・102クラブ ・5,300人	ひとり暮らし高齢者への友愛訪問活動、高齢者施設等への訪問奉仕活動、環境美化活動、世代間の相互理解促進、郷土芸能等の伝承普及、健康増進活動等 ・95クラブ ・4,802人
			35	緊急通報体制等の整備	一人暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ適切に対応するための支援体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する。	地域福祉課	日常生活に不安があるひとり暮らし高齢者等にGPS機能付き緊急通報装置を貸与し、その機能による常時の位置確認、緊急通報での家族への連絡や警備員の駆けつけ対応等を行う。	・年度末利用者数60人
			36	バリアフリー化の推進	「バリアフリーのまちづくり基本指針」を基に、ハード、ソフト両面からのバリアフリー化の推進を図り、今後のまちづくりの重要な課題となっている障害者等の自立と社会参加を促進する。	企画政策課	市職員を対象としたバリアフリーに関する研修会等を実施し、職員のバリアフリーに関する理解を深める。	市職員を対象に心のバリアフリーの視点で、バリアフリー研修会を実施した。 ＜ 認知症サポーター養成講座＞ 日時:令和7年11月17日(月) 参加者:21名
						障害福祉課	・障害及び障害のある人への理解を深めるために市民参加型イベントの充実及び必要な情報の周知啓発など広報活動に努める。 ・日常生活用具給付事業で居宅生活動作補助用具(住宅改修費)や障害の特性に応じた意思疎通支援を支援する用具を支給し自立と社会参加に努める。	・ふれあいと交流のつどい 日時:令和7年10月25日(土) 場所:アエル栄町通り 来場者:2,500人 ・日常生活用具給付事業 (3363件、事業費35,157,192円)
			37	生活保護(最低生活費の保障)	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者への出産に対して扶助を行う。	保護課	出産に要する費用を他法・他制度で賄うことの出来ない被保護者に対して扶助する。 出産の前後に生じる臨時的な需要に必要な一時扶助について周知を行う。	新規相談者や新規保護開始等において生活保護法に基づく扶助について周知を図った。 また、被保護者から出産にかかる被服費(新生児のための寝具、おむつ等)について4件の相談・申請があり、その全てに対し扶助を行った。
			38	就学援助	教育の機会均等の立場に立ち、可能な限りの教育的支援を行うことで、子どもたちが、安心して教育を受けられるよう、夢と希望を持って成長していけるような教育環境づくりを推進する。	学校教育課	引き続き、教育の機会均等の確保のため子どもたちが安心して学習できる環境づくりに取り組む。	子どもたちが安心して学習できる環境づくりを推進するために引き続き事業を実施した。

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
		(2)ひとり親家庭等の自立支援	39	ひとり親家庭等自立支援推進	専門の相談員を配置し、ひとり親家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な実情の把握に努め、相談に応じ、調査指導を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。また、就業相談を通じてひとり親家庭の自立支援を行う。 ・自立に必要な情報提供 ・福祉資金の貸付及び貸付金の償還指導 ・自立支援給付金制度の周知による就労支援	子育て支援課	母子・父子自立支援員2名を配置し、ひとり親・寡婦家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供やハローワークと連携した就労支援を行うとともに、福祉資金の貸付及び貸付金の償還指導を行う。 また、自立支援教育訓練給付、高等職業訓練促進給付金等の各種制度の周知を図り、ひとり親家庭及び寡婦家庭の福祉の向上を図る。 ・母子・父子自立プログラム策定数　40件 ・自立支援教育訓練給付金　5件 ・高等職業訓練促進給付金　11件 ・高等職業訓練修了支援給付金　6件	母子・父子自立支援員2名を配置し、ひとり親・寡婦家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供やハローワークと連携した就労支援を行うとともに、福祉資金の貸付及び貸付金の償還指導を行う。 また、自立支援教育訓練給付、高等職業訓練促進給付金等の各種制度の周知を図り、ひとり親家庭及び寡婦家庭の福祉の向上を図る。 ・母子・父子自立プログラム策定数29件 ・自立支援教育訓練給付金　3件 ・高等職業訓練促進給付金　8件 ・高等職業訓練修了支援給付金　4件
			40	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭等が疾病等や社会的な事由により一時的に生活援助サービス若しくは保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要なサービスを提供することで、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	子育て支援課	(対象者)母子、父子及び寡婦世帯 (内容) ◎生活援助サービス、:対象者の居宅で家事・介護等のサービス提供 ◎子育て支援サービス:家庭生活支援員の居宅や講習会会場で保育等のサービス提供 ・利用見込日数　73日 ・利用見込時間数　184時間	(対象者)母子、父子及び寡婦世帯 (内容) ◎生活援助サービス、:対象者の居宅で家事・介護等のサービス提供 ◎子育て支援サービス:家庭生活支援員の居宅や講習会会場で保育等のサービス提供 ・利用日数　35日 ・利用時間数　65時間
			41	児童扶養手当の支給	父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象、一定の障害を有する20歳未満が対象)を監護しているひとり親又は養育者に児童扶養手当を支給することにより、家庭の生活の安定と自立の促進を図る。	子育て支援課	ひとり親家庭等の親または養育者に児童扶養手当を支給する。(所得制限あり) ・全部支給　　3,600人 ・一部支給停止　4,440人 ・2子加算　　4,320人 ・3子加算　　1,800人	ひとり親家庭等の親または養育者に児童扶養手当を支給する。(所得制限あり) ・支給件数　13,608件(児童数ベース)
			42	ひとり親家庭等福祉医療費の支給	母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対して、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図る。	子育て支援課	離婚又は死別などによりひとり親家庭となった方(母又は父及びその子)等で所得が一定範囲の方に、かかった医療費(保険診療分)の一部を支給し、継続的に支援していく。 また、市報やホームページで制度の周知を図り、資格の認定申請を促す。	ひとり親家庭等福祉医療費 ・支給件数　19,502件
			43	市営住宅入居の優遇措置	母子家庭の母若しくは父子家庭の父の市営住宅入居の際の優遇措置により自立を促進する。	建築住宅課	母子家庭に係る市営住宅入居の優遇措置として、母子のみが応募できる住宅(1棟16戸)を設置していること、及び市営住宅の入居者の選考に当たり、母子家庭の母若しくは父子家庭の父が、住宅区分が「一般」の住宅へ申込みを行った場合には、優遇措置として抽選玉を追加している。これらの優遇措置を、今後も引き続き継続していきたい。	・令和7年度募集住宅数　全142戸 ・うち、母子のみが応募できる住宅に申込みをした数　0世帯 ・住宅区分「一般」に対し申し込みを行った母子・父子家庭の数　16世帯 ・この16世帯のうち、住宅に当選した数　11世帯(随時募集含む) ・なお、16世帯のうち、父子家庭の数　1世帯

【将来像】ともに生き　ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	8 男女共同参画の実現に向けた支援	(1)育児・保育の環境整備	44	こどもの城の運営	恵まれた自然環境の中で、子どもたちの主体的な活動、子ども相互の交流、家族その他子どもたちを見守る人々との交流等を通して、子どもたちの生きる力を培う。	こどもの城	○子どものための体験活動事業 ・子どもたちの発達段階を考慮した活動の提供 ○大人の学び啓発事業 ・親や指導者のコミュニケーションに関するワークショップの実施 ○大人のための子育て応援事業 ・教育関係機関等に出向いてのプログラムの展開 ・親の語り合いやカウンセリングの場を提供 【目標値】 ・カウンセリング未対応件数　0件	来館者とのふれあいや親同士が関わり合う場の提供、個人的なカウンセリングを通して、子育て中の親等への心理的な支援を実施した。 日々の子育てに追われる親の心に寄り添う対応や親同士をつなぐ場の提供を行った。 ・カウンセリング未対応件数　0件 （カウンセリング件数　43件）
			45	地域子育て支援センターによる支援	育児に対する不安等の相談・指導、親子の交流の場の設置及び子育てに関する情報発信などを行い、子育てを支援する。	すくすく広場	すくすく広場が中心となり、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行う。	利用者数　相談件数 ・すくすく広場　11,011名　2,028件 ・くるみの家　3,610名　234件 ・ほしのこ　4,376名　670件 ・ほっとルーム　1,296名　16件 ・いちご　4,096名　60件 ・ぱれっと　2,932名　31件 ・アイアイ　1,562名　38件 合計　28,883名　3,077件
			46	いさはや子育てネットによる支援	子育て環境の充実を図るため、子育て情報専用ウェブサイト「いさはや子育てネット」を開設し、子育て世代のニーズに応じた情報を随時分かりやすく発信する。	こども政策課	子育て世代の多様なニーズに対応しながら、情報をわかりやすく発信する。また、ウェブサイトの周知に努め、アクセス数の獲得を図る。	・年間アクセス数　131,481件 ・月平均　10,957件
			47	子ども福祉医療費の支給	中学生までの子どもの医療費の一部を支給することにより、経済的、精神的負担を軽減し、子育てを支援する。	子育て支援課	子ども（高校生世代まで及び満20歳未満の高校生）を対象に、かかった医療費（保険診療分）の一部を支給することで、経済的、精神的負担を軽減し、継続的に支援していく。 また、市報やホームページで制度の周知を図り、資格の認定申請を促す。	乳幼児福祉医療費 ・支給件数　93,707件 小中学生福祉医療費 ・支給件数　106,875件 高校生世代福祉医療費 ・支給件数　20,572件
			48	出産育児一時金の支給	出産等に係る保険給付を行うことにより被保険者の負担を軽減する。	保険年金課	今後も引き続き、被保険者の利便性向上と経済的負担軽減を図るため、医療機関等への直接支払制度を実施する。 【参考】 令和7年度当初予算計上件数 53件	医療機関等への直接支払い　51件

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
		(2)働く男女の育児・介護支援	49	教育・保育事業の充実	保護者のニーズに応じた「子どものための教育施設」又は保護者の就労等保育の必要性に応じた「子どものための保育施設」の提供を行う。 また、保育の必要性の多様化に対応し、延長保育や休日保育などの特別保育の提供を行う。	こども政策課	子ども・子育て支援新制度における施設型給付事業及び特別保育事業(延長保育、休日保育)に加え、市独自の特別保育事業(障害児保育、ホリデイ保育)を実施する。	延長保育　47か所 休日保育　2か所　延べ401人 障害児保育　41か所　延べ1,905人 ホリデイ保育　4か所　延べ59人
			50	一時預かり事業の充実	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所や認定こども園又は幼稚園等において、一時預かりを行い、保護者の子育てに伴う肉体的又は心理的な負担の解消を図る。	こども政策課	子ども・子育て支援新制度における特別保育事業(一時預かり)に加え、市独自の特別保育事業(一時保育)を実施する。	39か所　延べ64,669人
			51	病児保育の充実	小学生以下の児童が病気やその回復期で、集団保育が困難な期間、一時的に医療機関付設の専用スペースで預り、保護者の就労と子育てを支援する。	こども政策課	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一環。 市内2か所の小児科医院に委託し、病気中のおおむね生後4カ月から小学生までの児童を保育する。 施設の増設に向けた取り組みを実施する。	2か所　1,011人 ・ぞうさんルーム (前田小児科)924人 ・びっきーハウス (ますだ小児科)87人
			52	学童保育の充実	就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成と保護者の子育て・仕事の両立を支援する。	こども政策課	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一環。 ・22小学校区　55クラブ ・登録児童数　2,526人 ・障害児受入　95人(38クラブ)	①22小学校区　55クラブ ②登録児童数　2,543人 ③障害児受入　98人(39クラブ)
			53	介護サービスの提供	介護が必要となった高齢者等へデイサービスやヘルパーの訪問など在宅系(自宅や居住系施設)のサービス、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して受けるサービス、グループホームなどの地域密着型サービスによる介護保険の給付を行うことにより、家族の介護負担の軽減を図る。	介護保険課	地域包括ケアシステムの構築を推進する中で、適正な水準を維持できるよう需要と供給の関係に留意しつつ、介護家族等の負担軽減の必要性も踏まえ、安心した生活を継続できるよう配慮しながら進める。 (事業計画) 令和7年度事業費13,279,007千円	居宅サービス等 5,619,822千円 施設サービス 3,205,974千円 地域密着型サービス 3,062,416千円 高額介護サービス 300,188千円 特定入所者介護サービス 234,597千円 その他諸費13,329千円 計12,436,326千円
		(3)介護に関する制度の充実と基盤整備	54	介護保険制度の着実な実施	介護保険事業計画に基づき、適正な介護サービス基盤の整備を図る。	介護保険課	以下の施設を公募することで介護サービス基盤の整備を図る。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護　市長が認める数 小規模多機能型居宅介護　1事業所 看護小規模多機能型居宅介護　1事業所 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)　18床 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)　2施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を2事業所開設、グループホーム1事業所の新築工事に着工した。

【将来像】ともに生き　ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
	９　教育・学習による男女共同参画の推進	（1）学校・社会における教育・学習の推進	55	人権教育の推進	女性の人権を守る意識の基礎となる、人権教育を中心に、様々な基本的人権に関する教育の推進を図るため、市立小中学校において、意識啓発のための集会、ビデオ上映等を開催する。各学校においては、ハラスメント相談窓口を設置する。	学校教育課	人権教育の推進を図るため、市内小・中学校において、社会科や道徳科で人権教育をどう進めるかについての諫早市教委主催の人権教育研修会を実施する。	人権教育の推進を図るため、市内小・中学校において身近な人権教育を高めるため、市教委主催の人権教育研修会を実施した。
			56	男女平等教育の推進	児童生徒の発達段階を考慮し、各教科・特別の教科　道徳・特別活動を通じて男女平等の精神を培う。また、教員研修においては、男女平等の教育に関する内容を取り上げ、指導現場における実践化を図る。	学校教育課	男女平等教育の推進を図るため、市内小・中学校において、道徳科や他教科等で取り組む人権標語コンクールと男女共同参画キャッチフレーズ募集を今年度も共同で実施し、普段の男女意識を見直す機会にしていく。	男女平等教育の推進を図るため、市内小・中学校において、道徳科や他教科等で取り組む、人権標語コンクールと男女共同参画キャッチフレーズ募集を共同で実施した。
			57	職場体験学習の開催	市立中学校において、性別にかかわらず望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけ、主体的な職業選択能力・態度を育成するため、学校・地域・産業界等が連携して体験的な進路学習を研究し、全中学校で実施する。	学校教育課	引き続きキャリア教育の一環として市立全14中学校で職場体験学習を実施することで子どもたちに職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけ、主体的な職業選択能力を育成する。	市立全14中学校で職業講話や職場体験活動を実施
			58	思春期保健教育の推進	性に関する指導、薬物乱用防止に関する指導を実施する。	学校教育課	今後も全ての小・中学校において、薬物乱用防止教室を実施し、外部機関や薬剤師会と連携を図りながら、薬物乱用防止教育を充実させる。	市立小・中学校で40校中39校で実施。1校は、5・6年生が複式学級のため、隔年での開催。
			59	高齢者講座の開催	男性の家事参画による生活力の向上、DV防止等について意識啓発を行う。 また、男女ともに、高齢者が個々の持ち味を活かし、地域で活躍できるように人材育成の講座を企画する。	生涯学習課	昨年度に引き続き、老人クラブ等の地域団体と連携を図り、住民ニーズの把握に努めながら、講座の企画・運営を行う。	高齢者対象講座を154回実施し、4,638名が参加。 主な講座 [中央公民館]学びの生き生き大学 [小野公民館]小野大学 [多良見公民館]明生教室 [森山公民館]老人会出前講座 [飯盛公民館]いいもり高齢者講座 [田結公民館]田結すこやか大学 [小長井公民館]高齢者講座「シルバー大学」 など 男性の家事参画を促す講座を実施 [西諫早公民館]男の料理教室　など
			60	成人講座の開催	男性の家庭参画、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革など男女共同参画の視点に基づく講座を実施する。 また、男女ともに、個々の持ち味を活かし、地域で活躍できるように人材育成の講座を企画する。	生涯学習課	若い世代に公民館利用を促すため、周知方法について工夫を凝らすとともに、講座内容についても現在のトレンド等を題材としたものや、現役世代、子育て世代が属する団体（幼稚園、学校PTA等）と連携を図りながら、講座の企画・運営に努める。	主な講座 [小栗公民館]生き方魅力アップ講座 [有喜公民館]PTA自主分会でのネイチャーゲーム [有喜公民館]初めてのInstagram [西諫早公民館]男の料理教室 [本野公民館]陶芸体験 [森山公民館]ヨガでリラックス など
			61	青少年講座の開催	子供たちの生きる力を育むために、土日、祝日や長期休業日を利用して、集団による体験講座や学習講座を実施したり、地域の大人との関わりを促進しながら、将来の諫早を担う、たくましく、コミュニケーション力の高い子どもたちを育成する。	生涯学習課	通学合宿実行委員会に対し、指導助言を継続するとともに、地域力の向上、維持を図るため、地域を担う新たな人材の発掘、育成が急務であるため、公民館においてもそれらにつながるような事業の企画・実施を行っていく。	令和7年6月に通学合宿関係者向けの研修会を開催。通学合宿にかかわる講師を招聘し、情報共有をはかった。 6団体において「諫早市子ども体験活動支援事業費補助金」を活用し、通学合宿を実施した。 次世代人材発掘のための講座 [中央]おもちゃDr養成講座 [高来西]レザークラフトの基本をマスター（全3回）など
			62	女性講座の開催	男女共同参画の実現に向け、女性たちが自分の意欲や能力を活かし、充実した生き方や働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍促進を視野に入れた、スキルアップ講座の開催に努める。また、地域における女性リーダーを養成するための講座を実施する。	生涯学習課	今後もより多くの市民に受講してもらうため、住民ニーズの把握に力を入れ、それを基にテーマ（内容）の充実を図る。	講座実績 [小栗公民館]小栗大学 [西諫早公民館]笑い・元気・思いやり　心温まるお話 [森山公民館]ヨガでリラックス [高来公民館]高齢者講座「人権の話　心が優しくなる話」 [高来西]オフクロッツのハートフルライブ
			63	家庭教育講座の開催	男女共同参画の視点に立った子育てを学習し、家庭教育は父母の共同責任であるとの認識をもった親としての教育力を高め、子どもの健やかな成長を図るための学習を行うとともに、子育てに関する情報交換やネットワークづくりを行う。	生涯学習課	子育て世代で構成する団体（子供会育成会、PTAや学童等）との連携をより密にしながら、子育てに役立つ情報や、ライフプラン、親同士の交流の場づくり等をテーマとした定期講座や連続講座を企画・運営する。	講座実績 [中央公民館]親子の広場「ちゅうおうっこ」 [小野公民館]チャレンジ小野っ子 [森山公民館]子育てをゆるく楽しむ～赤ちゃん記念フォト教室～ [各公民館]離乳食教室、リトミック教室　など
			64	出前講座の開催	地域の団体やグループの活動の場及び企業等に出向き、男女共同参画意識の啓発のための基本的な内容の講座を行う。	人権・男女参画課	民生委員等の会議の場において、女性相談窓口や男女共同参画に向けた取組の周知を行う。	・民生委員会長会議　20人 ・人権擁護委員会　　35人

【将来像】ともに生き　ともに築く男女共同参画社会

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
10　男女共同参画意識の啓発・普及の推進		(2)配偶者等からの暴力防止のための予防教育の推進	65	デートDV防止講座の開催	パートナーとの対等なあり方を伝え、人権を尊重する意識の啓発を推進するため、市内中学生を対象に講座を開催する。	人権・男女参画課	主に中学生を対象に市内9中学校において実施	・実施中学校9校 ・受講者1，194人
		(3)子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進	66	有害環境の浄化対策の推進	性犯罪・売買春、家庭内暴力等女性に対する暴力を誘引する恐れがある有害図書・玩具の販売等を立入調査し巡回指導を行う。また、有害図書類回収のため白ポストを市内に設置し、投函物を毎月回収する。	少年センター	○立入調査の実施 ・調査先を精査しつつ年2回実施 ・立入調査研修を実施し、新たに1名の調査員を育成 ○有害図書回収の実施 ・回収先、回数を厳選しつつ白ポスト内有害図書類の回収を実施。	○7月と11月に立入調査を実施。各店舗、隔年の実施とした。 ○立入調査研修を実施し、1名の調査員を育成した。 ○隔月1回、白ポスト内有害図書類を回収した。146点の有害図書、DVD等を回収した。
			67	メディア（インターネット等）に対する安全教育	PTAや健全育成会、子ども会など子どもの育ちに関わる様々な関係団体の研修会にメディア安全指導員を派遣し、ゲームやケータイなどメディアの安全安心な使い方について伝える。	生涯学習課	関係団体対象の研修会等において「メディア安全指導員派遣」について周知を図るとともに、市内幼稚園、保育園、他課との連携の強化や、市HP広報活動も行いながら、乳幼児期の子をもつ保護者に向けて、3回以上の指導員派遣を目指す。 また、目標値を年間30回以上開催し、6,000人以上の実績を目指す。	校長研修会、副校長・教頭研修会、学級委員研修会、PTA会員研修会等において、機会があるごとに周知を図ることができた。乳幼児の子をもつ保護者に向けて4回の指導員の派遣を行うことができた。 また、年間で39回、5，771人の受講者へメディアの安全な使い方を伝えることができた。
		(1)男女共同参画意識の調査及び広報・啓発活動の推進	68	意識調査・実態調査の実施	各種イベント時に、男女共同参画に対する市民の意識と実態についての調査を実施する。	人権・男女参画課	ひとひと参感日やフォーラム等、各種イベント時に市民アンケートを実施	・女・男フォーラム 参加者214人 回収数172件 回収率80.8% ・女性活躍推進セミナー 参加者16人 回収数12件 回収率75%
			69	広報による意識の啓発	刊行物等における文章やイラスト等の表現方法に対する配慮や、様々な情報を提供し、男女共同参画社会形成のための啓発を行う。 ・啓発誌の発行、「広報いさはや」、市ホームページへの掲載 ・新聞、ケーブルテレビ、FMラジオ等の活用	秘書広報課	関係課から発信依頼のあった情報を、市民に分かりやすく、適切な表現となるよう配慮し、発信を行う。また、表現の修正箇所については、関係課に情報を共有し、啓発につなげる。	関係課から発信依頼のあった情報を、市民に分かりやすく、適切な表現となるよう配慮し、発信を行った。
						人権・男女参画課	・広報いさはやの活用 ・センターだよりの発行 ・ホームページの活用 ・各種メディアの活用	・広報いさはや　4、6、7、11、12、1月号掲載 ・センターだより　5、9、12月班回覧 ・講座開催の告知にホームページ、市LINE等を活用 ・フォーラム開催の告知にタウン誌、駅自由通路を活用
			70	イベント・学習会の開催	人権を尊重し、平和で豊かな男女共同参画社会を実現するため、推進団体・企業等との連携によるフォーラム、講演会、セミナー等を開催する。	人権・男女参画課	・ひとひと参感日開催 ・女・男フォーラムinいさはや開催 ・女性活躍推進セミナー	・ひとひと参感日169人 ・女・男フォーラムinいさはや214人 ・女性活躍推進セミナー16人
			71	図書による意識の啓発	男女共同参画、男性問題、女性問題をテーマとした本の展示を行う。 ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす 運動期間等にあわせた本の展示	生涯学習課 市立図書館	・男女共同参画、男性問題、女性問題、LGBTQに関する資料の購入 ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、本を展示し周知を図る。	・男女共同参画、男性問題、女性問題、LGBTQに関する資料購入（84冊） ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等に合わせた本の特集展示を行い、周知を図った。 ・パスファインダー「LGBTQの本を探すには」を更新し、手に取りやすところに設置

「第3次諫早市男女共同参画計画」進捗状況【令和7年度取組実績】

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和7年度取組実績
			72	情報の収集と提供	男女共同参画に関する最新情報を収集し、市民に提供する。	人権・男女参画課	新聞記事をスクラップし、情報提供に努める。	・男女共同参画推進センター多目的ルームにおいて、記事のスクラップを内容ごとに分類し自由に閲覧できるよう整備した。 ・若年層の性暴力被害予防月間、女性に対する暴力の相談窓口の情報を掲示し周知した。 ・離婚についての手続き等の情報をHPに掲載した。
	11 国際交流と国際理解の推進	(1)国際交流・国際理解の推進	73	国際理解教育の推進	本市小中学校における外国語教育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成、国際理解を促すことを目的に、外国語指導助手を招致し、生の英語、異なる文化を体験的に学び国際感覚を身につけさせる。	学校教育課	ALTコーディネーターを1名採用し、①ALTの生活や心身の健康のサポート②ALTの指導力向上③ALTの配置等、学校とのやり取りを行うことで、昨年度の課題克服に取り組む。 また、ALTの中でリーダーを1名選定し、コーディネーターの補佐をしたり、外国人としての視点を取り入れたりする。	ALTコーディネーターを1名採用し、①ALTの生活や心身の健康のサポート②ALTの指導力向上③ALTの配置等、学校とのやり取りを行うことで、昨年度の課題克服に取り組んだ。 40校に、ALT10名を配置し、本市の外国語教育の充実を図った。
			74	国際交流の推進	文化や歴史、習慣などの違いから、お互いを認め合い、自己の認識や考え方などを顧みる機会として、市民主体の国際交流を推進する。	企画政策課	市民国際交流団体の中心団体である「いさはや国際交流センター」と連携を密にするとともに、大学や他の民間団体との連携を図り、市民主体の国際交流推進を図る。また、令和6年度に開始した日本語教室を継続して開催し、学びの機会の提供とともに地域住民との交流促進を図る。	市民国際交流団体の活動の中心である「いさはや国際交流センター」によって、ジャパンフェスや国際交流フェスタ、国際理解講座など多くのイベントが開催された。 また、2年目の取組となる日本語教室は20回（全て対面）開催した。
Ⅳ 推進体制の整備・強化	12 推進体制の整備・強化	(1)推進体制の充実	75	庁内推進体制の整備	副市長を会長に、教育長、上下水道局長、各部長を委員とする男女共同参画庁内推進委員会や委員が指名した職員で構成する幹事会の機能を充実し、関係部局間の連携を図り、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深めることができるよう職員研修や情報提供の充実を図る。	人権・男女参画課	男女共同参画庁内推進委員会幹事会を開催 ・目標1回	幹事会開催に代えて、幹事に対し第3次諫早市男女共同参画計画の進捗状況を文書により報告を行った。
			76	諫早市男女共同参画審議会の設置	男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議を行うため男女共同参画審議会を設置し、計画を推進する。	人権・男女参画課	男女共同参画審議会を開催	審議会を1回開催
			77	拠点施設の充実	諫早市男女共同参画推進センター「ひと・ひと」をあらゆる男女の問題解決に向けての意識を育てる場・情報の受発信の拠点として、施設の充実を図る。	人権・男女参画課	男女共同参画へ取り組む団体への設備の提供や男女共同参画推進センター利用者へ男女共同参画に関する情報にアクセスできる機会の提供に努める。	同センターの部屋別利用者は次のとおり ・多目的ルーム　876人 ・料理講座室　　70人 ・会議室　　157人 ・談話ホール等　198人 合計　　1，301人
			78	男女共同参画に関する相談の充実	男女共同参画に関する市民等からの相談や苦情に対し適切な処理を行う。	人権・男女参画課	男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害等の相談や男女共同参画推進に影響を及ぼすと認められる市全般の施策に関する苦情があった場合、適切に処理する。	苦情相談無し ※苦情相談があった場合は、適切に対応できるよう相談体制の整備に努めている。